

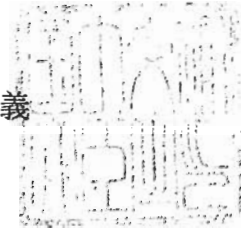
国交政審(海)第 7 号
平成20年10月15日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一 義



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第71号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
豊晃海運有限公司	広島県豊田郡大崎上島町原田629番地2	1
松島港湾運輸株式会社	福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号	1
日本サルヴェージ株式会社	東京都大田区大森北一丁目5番1号	1
日新タンカー株式会社	山口県下関市細江町二丁目2番5号	1
株式会社ナゴヤシップサービス	愛知県名古屋市中区港町1番9号	1
鶴丸汽船株式会社	岡山県笠岡市西大島2438番地87	1